

# 園芸施設共済



重大な気象災害等により被災した園芸施設の復旧等を支援する「被災農業者向け経営体育成支援事業」の実施は、過去に例のないような甚大な気象災害が発生した場合に限られます。国の災害対策の基本は園芸施設共済制度です。気象災害等による再建に備えて撤去費用・復旧費用もあわせて加入しておきましょう。 《農林水産省》

## 園芸施設共済への加入

所有または管理するハウスの合計面積が**2アール以上**（ガラス室は1アール以上）であれば加入できます。

なお、他の共済目的で組合員になっている方は設置面積にかかわらず加入できます。

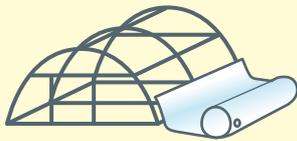


## 園芸施設共済の対象

特定園芸施設への加入を基本に、それぞれを組み合わせることで加入することができます。

### 特定園芸施設（本体+被覆材）

内部で農作物を栽培するための、プラスチックハウス、ガラス室、雨よけ施設、多目的ネットハウス



### 施設内農作物

施設内で栽培されている果菜、葉菜、花卉の生産費用  
施設内農作物の加入は次の2とおりの加入を選択できます。

- 自然災害と病虫害を対象
- 自然災害のみ（病虫害事故除外）を対象



### 撤去費用

ハウス本体・附帯施設の解体や  
廃材の撤去・処分に要する費用



### 附帯施設

暖房施設、換気施設、かん水施設、  
自動制御施設など



### 復旧費用

ハウス本体（附帯施設も加入した場合は附帯施設を含む）

## 万一の災害に備え、セットでの加入をおすすめします。

※復旧費用の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に、復旧費の領収書等（被覆材は除く）を基に支払います。復旧の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。

※撤去費用の共済金は、被災施設を撤去した場合で、①施設本体（被覆材は除く）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える損害、②本体撤去費の撤去業者の領収書等の金額が100万円を超える損害のいずれかに該当する場合に、本体撤去費（本体の養生費、解体費、基礎撤去等の取り壊し費用等）の領収書等を基に支払います。撤去の期限は特別な事情の無い限り事故発生から1年以内です。

### 一括加入制

「ハウスが複数ある場合は、その全てを加入することが必要です。」加入の組み合わせやオプションの選択方法についても、全てのハウスについて同じ組み合わせ・オプションで加入いただくこととなります。

## 補償期間（共済責任期間）

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間です。

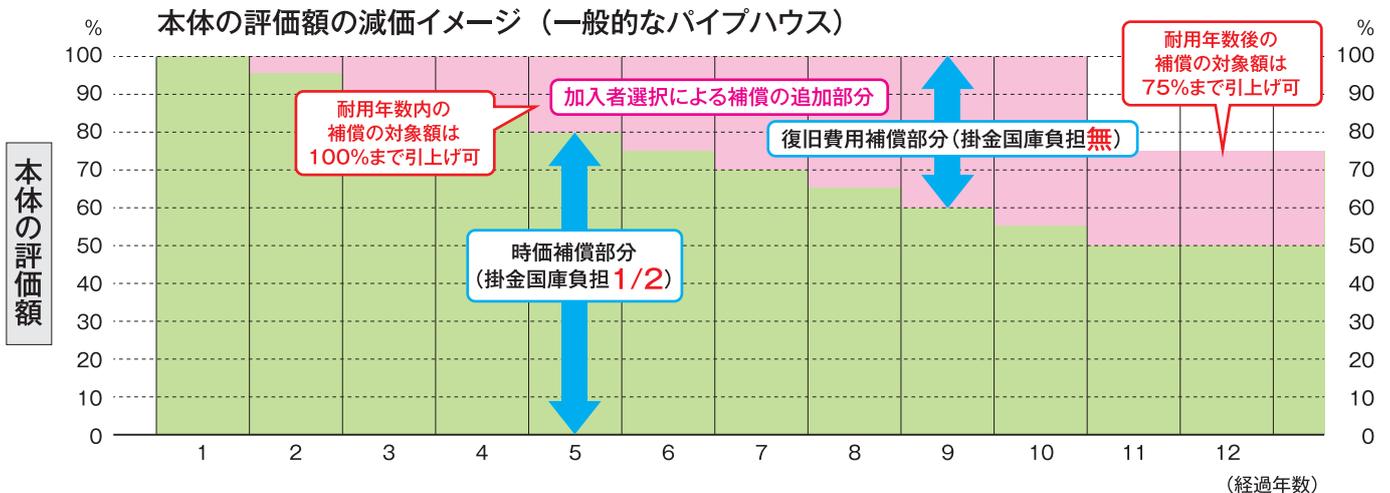
※条件により短期加入可能

## 支払の対象となる災害（共済事故）

 <p><b>風 害</b></p>	 <p><b>水 害</b></p>	 <p><b>ひょう害・雪害</b></p>	 <p><b>地震・噴火</b></p>	 <p><b>火災・破裂および爆発</b></p>
 <p><b>車両の飛び込み</b></p>	 <p><b>鳥 獣 害</b></p>	 <p><b>病 虫 害</b> 施設内農作物 加入時に限る</p>	<p>(1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害                  (2) 火災                  (3) 破裂及び爆発                  (4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下                  (5) 車両及びその積載物の衝突及び接触                  (6) 鳥獣害                  (7) 病虫害（施設内農作物加入時に限る）</p>	

## 補償の対象額（評価額（共済価額））

補償の基礎となる共済価額は減価償却を反映した時価額です。ただし、施設本体、附属施設については、加入時に選択する事により耐用年数内であれば100%まで、耐用年数後の場合は75%まで引上げることができます。



## 補償される金額（共済金額）

補償割合（付保割合）を最低40%から最高80%の範囲で選択できます。

共済価額	ハウス本体	の時価額	共済金額	ハウス本体	の補償額
	被覆材	の時価額		被覆材	の補償額
	附属施設	の時価額		附属施設	の補償額
	施設内農作物	の価額		施設内農作物	の補償額
	撤去費用	の価額		撤去費用	の補償額
	復旧費用	の価額		復旧費用	の補償額

**補償割合（付保割合）**  
**最高80%まで**

# 掛金

$$\text{掛金等} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \frac{\text{補償期間}}{12\text{ヵ月}} \times \frac{1}{2} + \text{事務費賦課金}$$

**ポイント 1** 掛金の**半分**を国が負担します。  
 (共済金額の合計が8,000万円まで)  
 ※ただし、復旧費用は国の負担がありません。



**ポイント 2** 掛金は税金の控除対象となります。

**ポイント 3** 危険段階を導入しています。  
 過去の被害率によって農家または施設ごとに掛金率を設定しています。



# 共済金の計算方法

1事故1棟ごとに損害額が**3万円**もしくは共済価額の**10%**を超えたときに共済金をお支払いします。

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合}$$

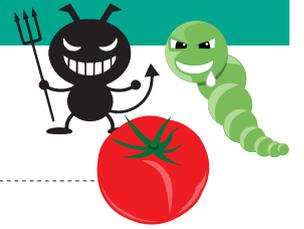
※第三者行為による賠償金やハウスの残存物価額がある場合は、損害額からこれらの金額を控除した金額が損害額になります。

**損害額** …損害額は、損害評価の結果算定される次の金額の合計額です。

損害額	ハウス本体の時価額	×	損害割合	
	被覆材の時価額	×	損害割合	× (1 - 自然消耗割合)
	附帯施設の時価額	×	時価現有率	
	施設内農作物の価額	×	損害割合	× (1 - 分割割合)
	撤去費用の価額	×	損害割合	
	復旧費用の価額	×	損害割合	

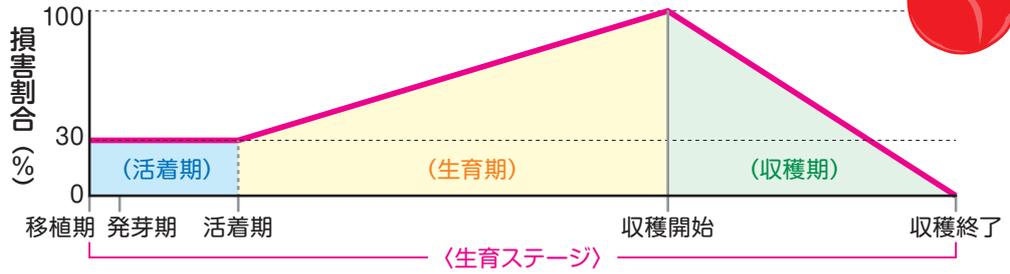
※病虫害に適用します。

# 施設内農作物の損害評価方法



損害割合の算出は、生育ステージを考慮した既経過日数割合と  
 損傷程度別による損害程度割合及び栽培割合によって算出します。

損害割合算出方法  
 概念図



損害割合は、  
 次のように  
 算出されます。

**活着期の場合 (全損の場合のみ)**

$$30\% \times \text{栽培割合}$$

**生育期の場合**

$$\left(30\% + 70\% \times \frac{\text{生育経過日数}}{\text{標準生育日数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

**収穫期の  
 場合**

**野菜・花き類  
 の場合**

$$\left(100\% - 100\% \times \frac{\text{既収穫日数}}{\text{標準収穫日数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

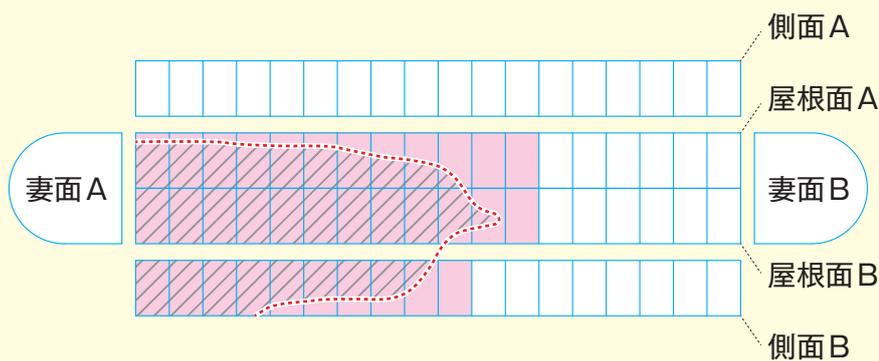
**鉢物類の場合**

$$\left(100\% \times \frac{(\text{総鉢数} - \text{出荷鉢数})}{\text{総鉢数}}\right) \times \text{損害程度割合} \times \text{栽培割合}$$

- ①標準生育日数、標準収穫日数は施設内農作物の種類ごとに栽培実態に応じて基準が設定されています。  
 標準生育日数とは、活着した時から収穫開始直前までの日数をいい、標準収穫日数とは、通常の肥培管理をした場合の収穫開始から収穫完了までの日数をいいます。
- ②損害程度割合は、損傷の程度により20%刻みで割合を設定しています。
- ③栽培割合は施設園芸用の施設の設置面積に対しての施設内農作物の植付割合をいいます。

# パイプハウス・プラスチックフィルムの損害評価例

損害評価例



▲上図の の内側が被害を受けた場合、 を被害部分として評価します。  
 また、共済責任開始日からの経過月数に応じた自然消耗割合が適用されます。

被覆物の破損(本体の損壊)割合に応じて損害額が算定されます。  
 時価額に対する補償ですので **損害額 = 修理費(見積書等の額)** とはなりません。

## 100m<sup>2</sup> 当たりの補償と農家負担掛金の目安（基準共済掛金率）

- 掛金の他に事務費賦課金（共済金額1万円当たり6円～15円）が加わります。
- 補償額及び掛金は、特定園芸施設の経過年数、被覆材等により変わります。

### ガラスⅡ類

ガラス／鉄骨 型式 20-7

範囲	本体のみ
補償額	1,490,000円
掛金	812円

### プラスチックⅡ類

軟質フィルム／パイプ 型式 40-1

範囲	本体＋被覆材
補償額	249,000円
掛金	3,655円

### プラスチックⅢ類

軟質フィルム／鉄骨 型式 50-2

範囲	本体＋被覆材
補償額	334,000円
掛金	2,413円

### プラスチックⅣ類 甲

軟質フィルム／鉄骨 型式 61-3

範囲	本体＋被覆材
補償額	691,000円
掛金	926円

### プラスチックⅣ類 乙

硬質フィルム／鉄骨 型式 62-3

範囲	本体＋被覆材
補償額	920,000円
掛金	888円

### プラスチックⅤ類

合成樹脂／鉄骨 型式 70-2

範囲	本体＋被覆材
補償額	1,296,000円
掛金	2,164円

### プラスチックⅥ類 雨よけ

軟質フィルム／鉄骨 型式 80-3

範囲	本体＋被覆材
補償額	208,000円
掛金	1,195円

### プラスチックⅥ類 雨よけ

寒冷紗／鉄骨 型式 80-21

範囲	本体＋被覆材
補償額	196,000円
掛金	1,126円

### プラスチックⅦ類 多目的ネット

多目的ネット／鉄骨 型式 90-1

範囲	本体＋被覆材
補償額	60,000円
掛金	583円

## こんな時は共済金は支払われません

- 自然消耗による損害
- 附帯施設の故障（劣化など共済事故以外の原因によるもの）
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って生じた損害
- 損害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- 故意もしくは重大な過失による損害
- 盗難による損害（いたずら等的人為的損害を含みます）
- 施設内農作物の生理障害、連作障害、薬害等

## 被害が発生した場合は、すぐ神奈川県農業共済組合へご連絡下さい。

ご加入しているハウスに被害が発生したとき、施設内農作物に病虫害の兆候が現れたときは、速やかに組合までご連絡ください。**被害発生のお知らせがない場合や、遅れた場合には共済金の一部または全部について支払ができない場合があります。**

被害確認が済む前にビニールやパイプを取り替えた場合、被害の確認ができるように被害ビニール・パイプは、必ず圃場に残しておいてください。

ハウスに異動（譲渡、移転、解体、増改築、構造又は材質の変更、共済事故以外の原因による破損又は滅失）がある場合や、他の保険への加入、施設内農作物の種類又は栽培期間の変更をしたときは、ご連絡ください。

## 特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス						附帯施設
	I類 木造 10型	II類 鉄骨 20型	I類 木竹 30型	II類 パイプ 40・80型	III類 鉄骨下 50・80型	IV類 鉄骨中 61・62型	V類 鉄骨上 70型	VI類 多目的ネット 90型	
1年未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1年以上 2年未満	90%	96%	90%	95%	96%	96%	96%	96%	93%
2年以上 3年未満	80%	92%	80%	90%	92%	92%	92%	92%	86%
3年以上 4年未満	70%	88%	70%	85%	88%	88%	88%	88%	79%
4年以上 5年未満	60%	84%	60%	80%	84%	84%	84%	84%	72%
5年以上 6年未満	50%	80%	50%	75%	80%	80%	80%	80%	65%
6年以上 7年未満	以下同じ	76%	以下同じ	70%	76%	76%	76%	76%	58%
7年以上 8年未満		72%		65%	72%	72%	72%	72%	50%
8年以上 9年未満		68%		60%	68%	68%	68%	68%	以下同じ
9年以上 10年未満		65%		55%	65%	65%	65%	65%	
10年以上 11年未満		62%		50%	62%	62%	62%	62%	
11年以上 12年未満		59%	以下同じ	59%	59%	59%	59%	59%	
12年以上 13年未満		56%		56%	56%	56%	56%	56%	
13年以上 14年未満		53%		53%	53%	53%	53%	53%	
14年以上		50%		50%	50%	50%	50%	50%	

## 特定園芸施設及び附帯施設の復旧費用における調整率表

施設区分 経過年数	ガラス室		プラスチックハウス						附帯施設
	I類 木造 10型	II類 鉄骨 20型	I類 木竹 30型	II類 パイプ 40・80型	III類 鉄骨下 50・80型	IV類 鉄骨中 61・62型	V類 鉄骨上 70型	VI類 多目的ネット 90型	
1年未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
1年以上 2年未満	10%	4%	10%	5%	4%	4%	4%	4%	7%
2年以上 3年未満	20%	8%	20%	10%	8%	8%	8%	8%	14%
3年以上 4年未満	30%	12%	30%	15%	12%	12%	12%	12%	21%
4年以上 5年未満	40%	16%	40%	20%	16%	16%	16%	16%	28%
5年以上 6年未満	25%	20%	25%	25%	20%	20%	20%	20%	35%
6年以上 7年未満	以下同じ	24%	以下同じ	30%	24%	24%	24%	24%	42%
7年以上 8年未満		28%		35%	28%	28%	28%	28%	25%
8年以上 9年未満		32%		40%	32%	32%	32%	32%	以下同じ
9年以上 10年未満		35%		45%	35%	35%	35%	35%	
10年以上 11年未満		38%		25%	38%	38%	38%	38%	
11年以上 12年未満		41%	以下同じ	41%	41%	41%	41%	41%	
12年以上 13年未満		44%		44%	44%	44%	44%	44%	
13年以上 14年未満		47%		47%	47%	47%	47%	47%	
14年以上		25%		25%	25%	25%	25%	25%	

## プラスチックフィルム等の被覆経過割合表

### 一般軟質フィルム（農ビ・一般農PO）

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	50%
2年以上	25%

### 耐久性硬質フィルム

（シックスライト・エフクリーン等）

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	79%
2年以上 3年未満	63%
3年以上 4年未満	50%
4年以上 5年未満	40%
5年以上 6年未満	31%
6年以上	25%

（被覆経過年数10年・15年・17年・20年）

### 耐久性軟質フィルム

（耐久農ビ・耐久農PO）

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	71%
2年以上 3年未満	50%
3年以上 4年未満	35%
4年以上	25%

（被覆経過年数10年）

### 耐久性合成樹脂板（アクリル板）

被覆経過年数	経過割合
1年未満	100%
1年以上 2年未満	84%
2年以上 3年未満	71%
3年以上 4年未満	60%
4年以上 5年未満	50%
5年以上 6年未満	42%
6年以上 7年未満	35%
7年以上 8年未満	30%
8年以上	25%

## プラスチックフィルム等の自然消耗割合

被害の発生時期により自然消耗割合が適用されます。

### 一般軟質フィルム（農ビ・一般農PO）

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から3ヶ月まで
12%	共済責任開始日以後4ヶ月から6ヶ月まで
25%	共済責任開始日以後7ヶ月から9ヶ月まで
37%	共済責任開始日以後10ヶ月から12ヶ月まで

### 耐久性軟質フィルム（耐久農ビ・耐久農PO）

自然消耗割合	適用経過月
0%	共済責任開始日から6ヶ月まで
14%	共済責任開始日以後7ヶ月から12ヶ月まで

# 金融商品販売法に係る重要事項説明書

## ●農家の皆様へ

農業共済制度は、農業保険法に基づき、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払い込みが遅れた場合。
- (4) 被害発生時に組合への通知を怠り、または重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただいたものといたします。

## ●個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という）については、組合が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という）します。また、本共済関係に関する個人情報は、組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合、再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## お問い合わせは、神奈川県農業共済組合へ

### ■本所

事務所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2

TEL 0463-94-3211 FAX 0463-92-5830

所管区域

藤沢市・茅ヶ崎市・鎌倉市・寒川町・大和市・海老名市・  
座間市・綾瀬市・厚木市・愛川町・清川村・平塚市・  
秦野市・大磯町・二宮町・伊勢原市

### ■東部支所

事務所

〒241-0825 横浜市旭区中希望が丘108-16  
(山和ビル3階)

TEL 045-392-0038 FAX 045-392-0045

所管区域

横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市

### ■西部支所

事務所

〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2  
(足柄上合同庁舎内)

TEL 0465-82-0138 FAX 0465-82-8031

所管区域

小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・  
松田町・山北町・開成町

### ■北部支所

事務所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1

TEL 042-784-8500 FAX 042-784-6180

所管区域

相模原市